

平成20年度

市への意見・要望

集計結果報告書

朝霞市市政情報課

はじめに

この冊子は、平成20年度に寄せられた「市への意見・要望」の中から、主なもの27通を掲載しました。内容については、プライバシー保護などのため一部修正してあるところや、時間の経過により現状と合致しないところもありますのでご了承ください。

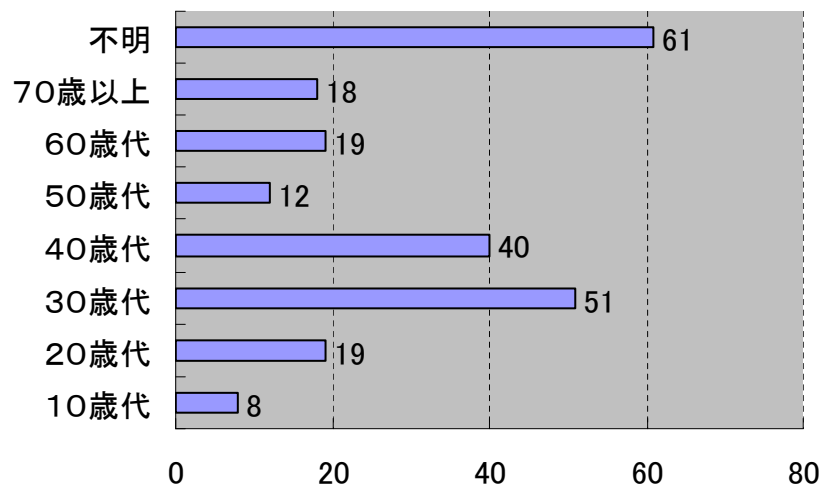
なお、この冊子は、市役所3階市政情報コーナー、各公民館、図書館、図書館北朝霞分館に備え置いています。

平成20年度

総数……………228通（250項目）

回答数……………196通 ※回答不要32通

市への意見・要望数(通数)



内容別内訳

都市整備……………101項目

生活環境……………27項目

福祉・健康づくり……33項目

教育・文化……………43項目

産業振興……………4項目

交流・コミュニティ…4項目

その他……………38項目

目 次

都市整備

バスケットボールができる場所について	1
スローシティのまちづくりについて	2
ドッグランについて	2
歩道の設置について	3
雨水の排水について	4

生活環境

駅前での自転車の駐車について	5
朝霞駅北口の駐輪場について	6
ごみ収集の業者について	7
カラスの対策について	7
朝霞台駅のエレベーターについて	8
ハザードマップについて	9

福祉・健康づくり

子どもの医療費について	10
児童館や公園の設置を希望します	10
保育料の補助制度について	12
わくわくドームのフールの利用について	13
新型インフルエンザ対策について	13
保育料の補助や保育園の設置について	14

教育・文化

図書館本の回転をスムーズにして欲しい。……………	15
溝沼子どもフールの駐車場について……………	16
小学校の運動会について……………	16
駅前にギャラリーの設置について……………	17
旧高橋家住宅の庭について……………	18

産業振興

商店街に音楽を流してください……………	19
朝霞駅前の商業施設について……………	19

交流・コミュニティ

彩夏祭の花火について……………	20
退職後の地域貢献について……………	20

その他

所有者不明の家屋について……………	22
-------------------	----

都市整備

バスケットボールができる場所について

市内に住んでいる中学生です。

私はバスケットボール部に所属しており、学校は私立なので、自宅から学校まではいけないので練習が出来ないのです。現在ある公園では、ボールを持って遊ぶことが出来ないところもあり、一番近くにあるバスケットゴールは白山公園で、車通りも激しいところです。他にも同じような人がいると思いますし、部活帰りや学校から帰った後みんなバスケットが出来るところがあるととてもいいと思います。なにより、そこでいま問題視されている子供の引きこもりのようなものも少しは解消されるかとも思います。

今ある公園（青葉台公園や広沢公園など）の空き地部分や、その他の空き地に、小中学生、高校生などが楽しめるバスケットゴール、作っていただけませんか。

ご意見をいただきましたとおり、市内の公園には、公園施設の利用者の安全に配慮しなければならない為、城山公園などボール遊びが出来る公園を限定させていただいているのが現状です。

青葉台公園や広沢公園などの空き地にバスケットゴールの設置についての件ですが、他の公園も含めましてバスケットゴールを設置する予定は、今のところございません。また、バスケットゴールの設置には、他の公園利用者への安全を配慮する必要から、比較的広い専用スペースとフェンス等によって、他のエリアと区切り、利用者の安全確保が必要となります。今後、設置につきましては比較的大きな新設公園の整備の時点で周辺的生活環境や他の公園利用者への配慮ができるなど設置の条件が整う場合、検討をしてみたいと考えておりますのでどうぞご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

スローシティのまちづくりについて

私は、朝霞市に居住して 18 年になります。以前は、殆どが東京都内でした。朝霞市は、居住空間がゆったりして住みやすさがある反面、物足りない側面も多数目に付きます。自衛隊のもたらす騒音問題、道路網の整備、公共施設の見直し、街興しのイベント創出など、数え上げればキリがありません。私は、以前から、「街興し」には「スローシティ」の考え方を取り入れると面白いのではないかと考えていました。スローシティは、イタリアの小都市が「スローフードの精神を街づくりに適用しよう」という概念のもと、10年前に始めた都市の姿です。ご検討いただければと考えます。

本市は、平成18年度から10年間のかちづくりの基本指針となる第4次朝霞市総合振興計画に基づき、「水と緑に満ちたやすらぎと生きがいのあるまち朝霞」を将来像に掲げ、市民の皆様とのパートナーシップによるまちづくりを推進しております。

また、本市は、黒目・新河岸川沿いの田園風景や貴重な湧水などの自然と、都心への交通の利便性との相乗効果によってまちの魅力が高まっているものと考えております。

このような特性を失わないようにするだけでなく、さらに積極的にそれをまちづくりに活かしていくために、緑の風景や自然を大切にしながらバランスの取れた都市整備を進め、誰にとっても暮らしやすい住環境をつくるために、人にやさしいまちづくりを推進しているところでございます。

今後におきましては、「自然と調和したゆとりある都市づくり」等の施策の中に「スローシティ」の考え方などを反映することの可能性について調査研究してまいりたいと考えております。

ドッグランについて

私のまわりではドッグランの設営希望が聞かれます。ふじみ野市などでは市民または勤務者が利用できる物があるようですが4市ではありません。中央公園ではリードをつけて散歩するのが規則ですし、犬を飼う人は増えているのでぜひ作っていただけるとありがたいです。

最近、生き物とのふれあいを大切と考え、犬や猫などのペットを飼われている方が増えており、道路や広場などにおいて一緒に散歩される方を見かける

ことがあります。市といたしましても、ペットが私たちにやすらぎを与えてくれることは認識しており、市内の公園のうち朝霞中央公園や青葉台公園の園路は、犬を連れて散歩ができるようになっております。ご提案をいただきました、ドッグランを整備するためには、犬が自由に走り回れる十分なスペースが必要であり、体形に合わせて大型犬用の施設のほか、中・小型犬用の施設や、利用者のための駐車場施設といったまとまった土地の確保が必要になります。さらに犬の鳴き声による近隣住民への配慮をしなければならないため、整備については慎重な場所の選定が必要となります。現在のところ、朝霞市ではドッグラン施設を整備する予定はございませんが、今後、比較的大きな新設公園等の整備の際には、ドッグランの創設について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

歩道の設置について

昨年、県外から朝霞へ引越をしてきて、道路の狭さに驚きました。しかも歩道もない。歩道設置には時間と費用が莫大にかかるので、長期的に対策するしかないのはわかっています。だからもっと昔から対策してこなかったのかと考えています。

ご要望のありました歩道の整備でございますが、朝霞市といたしましては、歩行者の安全確保のため、歩道の設置について継続して事業を進めております。しかしながら、道路を拡幅するためには地権者の協力が必要でございますが、地権者の協力が難しく、歩道整備には長期の期間を要している状況でございます。朝霞市といたしましては、歩道の設置ができるまでの対策として、警察署との交通協議を行い、グリーンベルトやガードレールなどの歩行者安全対策を実施しているところでございます。市では、引き続き歩行者の方が安心して通れる歩道整備事業を継続して進めると共に、道路の維持・管理に努めて参ります。

雨水の排水について

大雨によって当マンション横の通りと公園の横の市道の接続する付近の雨水排水が完全に許容量を超えており、当マンション地下駐車場の車や、近隣住宅が浸水の危機に見舞われました。当マンションにおいては過去にもこのような状況にて車に浸水も発生したことがあり、管理組合においても度々問題に挙げられてきた事案であって毎年繰り返される事態です。市はこのような状況になることは把握されているのでしょうか？この辺りは公園からの流れ込む雨水が一点に集中し、本日の雨量の場合、市道側から滝のように流れ込みます。近隣住民の財産保全のためにも調査、対策を願います。

お住まいのマンション周辺の浸水状況と、公園からの雨水流出の件につきましては、市民の方から頂いた情報を受け、現地を確認いたしました。

その結果、公園上の地域に降った雨水が道路を伝い公園の敷地内に侵入し、公園内に降った雨水とともに公園の地面を削りながら、マンション前の道路へと流出していることがわかりました。ご承知のとおり公園は、自然の斜面を活かした公園となっておりますことから、一時期に集中して降った雨水は、流速が増してマンホールや排水柵から下水道管に処理しきれないことが原因と思われます。また、それとは別方面からマンションに向かって道路勾配が下っておりますことから、雨水も合流して水かさが増したものと思われます。

今回の状況を踏まえまして道路交通課及び都市計画課で検討した結果、両課において、各々が次の措置を講じることになりましたのでご報告いたします。

道路の管理をしております道路交通課といたしましては、公園上段部入口から公園内に雨水が流入しているため、U形側溝(グレーチング蓋)を設置し流入の軽減を図ってまいります。また、公園下部の通りにつきましては、既存の柵蓋をグレーチング蓋に交換し、より排水機能を高めてまいります。

公園の管理をしております都市計画課といたしましては、土砂の流出を最小限に抑えるため、既に雨水によって地面が削られている個所を、今後の対策予防として斜面地などに土砂流出防止のための土留め及び雨水の流れを緩和するために植栽(種子入り土嚢)の設置等を検討してまいりたいと考えております。

生活環境

駅前での自転車の駐車について

朝霞駅の近辺での自転車の違法駐輪の取締りが厳しく困っています。せめて5分でも様子を見ていただければと思いましたが、駅の中のパン屋にいけません。買い物用に止められる駐輪場所確保して頂きたいです。

道路に自転車を置くことは、歩行者の通行障害になり、特にお年寄りや体の不自由な方にとっては大変危険な状態となり、更に緊急車両の通行障害になりますことから、市としては「自転車等放置禁止区域」を指定し放置自転車の指導、撤去を実施して環境の向上に努めております。

放置自転車等の対策につきましては、放置自転車等対策指導員を禁止区域内に配置させ自転車及びバイク利用者に対して自転車等放置の禁止及び自転車駐車場の利用等について、指導員の巡回をもってお願いしているところでございます。

ご指摘の5分程で駐輪禁止の紙が張られたとのことにつきましては、指導員に直接申し出た場合や現地の状況等に配慮して臨機応変に対応するよう、業務の委託先であるシルバー人材センターに申し入れをいたしました。ただし、放置された自転車なのか、ほんの僅かな時間置く自転車なのかの判断は非常に難しいことをご理解いただきたいと存じます。

また、撤去につきましては、条例に基づき朝霞駅並びに朝霞台・北朝霞駅周辺の禁止区域内を随時実施しておりますが、撤去日には広報車や立て看板等で周知し、台帳作成や写真撮影（約30分程度）を行ってから撤去（トラックに積み込んで放置自転車保管場所へ搬入）しておりますので、5分程度では撤去しておりませんことをご理解いただきたいと存じます。

朝霞駅北口の駐輪場について

朝霞駅北口の地下駐輪場を1ヶ月の利用を申請しようとしたら、いっぱいキャンセル待ちですと言われました。どうしてあんなにあそこは小さいのでしょうか？あと30人ぐらい待っているといわれて、1ヶ月でそんなにキャンセルがでて順番が回ってくるとは思わないのですが。みなさん通勤通学で使うでしょうしそうそう入れ替わりがあるとはあまり思えません。入りきらないことなど想像できそうですがなぜでしょうか。もっと大きな和光市のようなものはできなかったのでしょうか。南口を使えといえばそれで終わりですが、もっと大きな駐輪場なら入ったはずです。理由があるのでしょうか。

朝霞駅東口（旧北口）地下自転車駐車場の収容台数につきましては、平成15年度に整備計画を作成したものでございます。計画につきましては、朝霞駅東口にある3か所（旧北口第一・北口第二・北口第三）の自転車等駐車場の利用状況や自転車利用者の範囲、アンケート調査などの実態調査を実施し、将来整備すべき必要台数を630台と決め、土地の有効利用と駅前という立地条件の下、駅前広場地下に整備したものでございます。計画では、朝霞駅東口の自転車駐車場（朝霞駅北口第一・第二自転車駐車場）の利用者が朝霞駅東口地下自転車駐車場を利用しても収容できることとしておりましたが、現状としては、駅へのアクセスや利便性が良いため、今まで自転車駐車場を利用していなかった方が集中したことにより、満車状態となっていることと考えられます。

満車状態を緩和するため、昨年度、630台収容から791台（定期691台・一時100台）収容に自転車ラックの増設工事を実施いたしましたが、これ以上の増設は、施設のスペースの問題もあり、難しいものと考えております。

朝霞駅東口方面の皆様には、ご不便をお掛け致しますが、現状では、朝霞駅南口地下自転車駐車場（収容台数4,301台・定期3,710台・一時591台）のご利用をお勧めするしかないとご理解賜りたいと存じます。

ごみ収集の業者について

ごみ収集の方に感動！毎週（月）（木）に泉水3丁目一番の可燃ゴミ収集に回ってくださっている業者の方達がとても感じがいいです。今朝も車到着してぎりぎりに出しに行った際「お預かりします」と受け取って下さいました。以前にも数回あわてて出した事がありましたがその時も同様でした。さわやかな朝のスタートで本当に気持ちがいいです。今後もずっとこちらの業者さんでいてくださいます様希望します。

（回答不要）

カラスの対策について

最近、朝霞台の駅周辺（特に南割公園側）でカラスが大量発生しています。そしてゴミを荒らし大変悲惨な状況になっております。朝になれば、出されたゴミをカラスが食い散らし、ゴミ収集の方も手間がかかってしまっています。また散らかったゴミのせいで生ゴミの臭いがしたり、ゴミを食べたカラスによって糞がたくさん落ちていたりしています。このままでは朝霞市の人気も落ちていってしまいます。私たちはこのような状況でカラスに襲われないかと毎朝恐怖心を抱いています。公園ですしカラスが小さい子供を襲ったりしたらどうなるのでしょうか？不安に思います。住民のために、市のために何とかカラスの量を減らし、町を綺麗にして頂けないでしょうか？どうぞ宜しくお願い致します。

カラスによりごみ集積所が荒らされることにつきましては、カラスネットの貸し出しや、ごみ集積所を利用される皆様にネットを正しく使用いただけるよう周知してまいります。

次に朝霞台駅周辺のカラスの量を減らすことにつきましては、人間とカラスを含む野生鳥獣との共生の確保や野生鳥獣を適切に保護することを目的とした「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、原則としてカラスを含む野生鳥獣の捕獲は禁止されていることから駆除は行っておりません。しかし、カラスの場合、繁殖期の巣に過度に近づくと威嚇や攻撃をされることやヒナの巣立ちの時期（5月～6月）には攻撃行動が激しくなり通行者等に被害が発生するケースもあることから状況によっては、捕獲許可証を発行し、危険性のある巣については取り除いておりますので、そのような状況が確認されましたら、

市へご一報いただきたいと存じます。

ご指摘いただきました南割公園内及び付近の樹木を確認させていただきましたが、時期的なこともあり繁殖時の巣は確認できませんでした。この時期にカラスが集まる一番の要因としまして、公園内で鳩等に餌を与え、カラスがその餌を目当てに集まってきてしまうことや、また、周辺のごみ集積所等へ餌を求めて集まっていることが考えられます。以上のことから、公園内では鳩等への餌を与えることへの注意を呼びかける看板を設置し、毎年、威嚇行動が著しくなる繁殖期前に「広報あさか」によりカラスの習性や対策について特集するなど、より多くの市民の皆様にご理解を頂けるよう努めておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

朝霞台駅のエレベーターについて

ぼくは東武東上線の朝霞台駅を利用しています。朝霞台駅には、エレベーターがなくて、困っている人がいました。なので、朝霞台駅にもエレベーターを作ってほしいと思います。ご検討よろしくお願いします。

駅のエレベーターやエスカレーターは、駅の設備となるため、その設置については、鉄道事業者の事業になります。市では、鉄道事業者のエレベーター等のバリアフリー化推進につきましては、工事費の一部補助などを実施しています。ご指摘の朝霞台駅については、法令の関係からエレベーターを設置する場合は、駅舎全体を耐火構造にするなど大規模な工事が必要とのことで、営業中での工事は現実的に困難なことから、やむを得ずエスカレーターの設置になっています。エレベーターが設置されていないため、車椅子などを利用されている方にとっては大変不便なことと思いますが、駅職員に声をかければ対応してくれますので、エスカレーターの利用などで困っている人を見かけたら、駅職員に声をかけてくださるようお願いいたします。

ハザードマップについて

県からのメールマガジンでハザードマップの紹介があり、国交省のページを見させていただきましたが、残念ながら朝霞市のハザードマップはWEB公開していませんでした。県下でマップ（洪水）があるのは30団体超、その状況で、公開が無いことは少数派で目立ちます。朝霞は歴史も古く、県南西部の中心的な位置づけのある土地ですから、ハザードマップの公開をして欲しいです。

ご指摘のありました洪水ハザードマップのWEB公開でございますが、朝霞市では平成19年度に新たに朝霞市洪水ハザードマップを作成し、関係する地域住民へ配布するとともに、平成20年5月より朝霞市のホームページ上でマップを公開しているところでございます。また、国土交通省へ依頼し、6月より国土交通省のホームページ「国土交通省ハザードマップポータルサイト」にてハザードマップのURLを公開し、広く周知をしているところでございます。

下記に朝霞市ホームページと国土交通省ハザードマップポータルサイトのURLを記載いたしましたので、ご覧いただければと思います。なお、朝霞市のホームページからは、トップページの「テーマで探す」にある「防災・防犯」から入っていただくとご覧いただけます。

福祉・健康づくり

子どもの医療費について

小学生二人を持つ働く母親です。現在、都内では中学三年まで医療費の支給制度があり、本当に都内は恵まれているなあと、同じ子供が居ながら、どうしてこんなに差があるんだろうと考えさせられ、今後不安になり、悲しくなります。東京から緑が多い埼玉に引越して来て、本当に色々な面でがっかりしています。このままでは、益々東京と差が出るし、朝霞をもっと盛り上げて行きたいですし、朝霞の子供達をもっと元気に生活するには、まず親が安心して生活して行く事から始まると思います。医療費は家計にかなりの負担です。どうか、埼玉の先駆けとして、モデルケースとして医療控除中学生まで引き伸ばして下さる様、ご検討宜しくお願いします

朝霞市では、通院・入院ともに小学校就学前までのお子さんを対象として乳幼児医療費助成を実施しています。乳幼児医療費助成の対象年齢につきましては、各自治体の財政状況等により差があるところです。

当市といたしましては、乳幼児医療費助成については、子育て支援の重要な施策のひとつとして位置づけ、平成18年1月に窓口払いの撤廃を行いました。今後、対象年齢の拡大については、各自治体の実施状況等を注視しつつ、調査・検討をしてまいりたいと考えております。

児童館や公園の設置を希望します

所有の駐車場やアパートの階段の踊り場付近に子供が集まってきます。聞くと、公園や児童館がないとのこと。子供たちの安全と、健全な育成のために全天候で子供が遊べる児童館や公園などの設置を希望します。

○児童館について

児童館は、児童に健全な遊び場等を提供し、児童が楽しく仲間たちと交流ができる場として、また、幼児、保護者のふれあいの場として、整備をしてきたところでございます。

現在市内の児童館は、きたはら児童館（7小の北側）、はまさき児童館（はあ

とびあ3階)、みぞぬま児童館(溝沼複合施設3階)、ねぎしだい児童館(根岸台市民センター3階)の4館です。

児童館の計画といたしましては、膝折地区に、平成21年度完成をめざして、市民センター内に仮称ひざおり児童館を設置する予定で準備を進めております。

朝霞市では、平成17年度から21年度までの子育て支援策を具体的に推進するための方向性や目標を定めた、「あさか子どもプラン」を作成し、施策を推進しておりますが、三原地区につきましては、現在のところ児童館建設計画は、ございません。しかしながら平成21年度に計画の見直しを実施いたしますので、この中では、小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保するなど、様々な視点から児童の健全育成につきまして、検討してまいりたいと考えております。

○公園について

公園は、市民の憩いの場、地域活動の場など重要な役割を果たしているため、緑の基本計画に基づいて不足地域を重点的に整備をしております。

しかしながら、現在、当市の公園整備は、まだまだ十分とは言えない状況でございます。

その理由として、地価の高騰や市街化によって、公園にふさわしいまとまった用地を確保することが難しい状況にございます。

このような厳しい状況のなか、地権者のご理解をいただき平成20年4月1日付けで三原公園(三原1丁目24番地内)を開園しましたので、市といたしましても周知に努めてまいります。

今後も、公園の不足地域の解消に向けて努力して参りたいと考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

保育料の補助制度について

子供を保育園に預けるにあたり調べていたのですが、保育料の補助に関する記述がとてもわかりにくく理解できません。補助金制度の内容についても疑問に感じる事があります。なぜ月収が15万円程度の世帯と月収40万円以上の世帯に支給される補助金の金額が同じなのでしょう？掲載されております情報を元に考えますと、月収15万円の世帯と月収100万円ある世帯の補助金の金額が同じという事になりますが、本当に考えられた補助制度といえるのでしょうか？私の解釈が間違っているのでしたらご指摘いただきたいのですが、もう少し家計に対する負担割合を考慮した制度を築き上げていただきたく思います。

家庭保育室の保育料の補助につきましては、保護者の保育料の軽減を図るため、世帯の前年度の所得税または市民税の額により20区分し、月額47,000円を最高限度額として補助しています。

お尋ねにございます月収が15万円の世帯と40万円の世帯でのそれぞれの保育料補助金についてですが、所得税額をそれぞれ11,000円と123,500円と仮定して説明いたしますと、ホームページにあります家庭保育室保護者負担軽減費補助金一覧にありますように、月収が15万円の世帯は、所得税は11,000円ですので、D2の世帯となり、月額37,000円が補助されます。また、月収40万円の世帯は、同様にD7となり月額14,000円が補助されることとなり、補助金は2.5倍ほどの差があることとなります。

また、家庭保育室ではなく認可保育園に入園されます場合の保育料は、朝霞市保育料徴収基準額一覧表に基づき、前年度の所得税額、市民税額及び固定資産税額等で20区分し、お子さんの年齢に応じて決定する方法を取っており、所得に応じた保育料を負担していただいております。

保育料の補助及び決定につきましては、公平・公正な支給や徴収をするために、お子さんの年齢や第何子に当たるかの要件、保護者の方の要件などが細かく定められており、わかりにくい点もあるかと存じます。そのため、子育て支援課では「保育園のご案内」や「指定家庭保育室のご案内」の冊子を作成し、その説明に努めております。

今後とも、子育て支援策に関する不明な点や疑問に思う点がございましたら、遠慮なく子育て支援課へ電話等でお問い合わせいただきますようお願いいたします。

わくわくドームのプールの利用について

出来れば、2時間利用からでなく料金を半額にして1時間からとして欲しいです。本気で泳ぎ、プール内を歩いたら1時間で充分です。料金が半額になった分、2回（2日）いった方が健康には増進となるはずですし、利用者も増えると思われまます。

利用時間につきましては、前後の着替えや、安全のための準備運動、終了後のシャワー利用に時間を要する考え方から、基本時間の2時間が最適と考えております。また、現在のプールの入退場システムや発券システムを変更することは大きな経費負担がかかることから、ご要望の利用時間および利用料金変更につきましては、現時点では、非常に難しいものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

新型インフルエンザ対策について

新型インフルエンザの対策がHPに載っていないのはいかがかと思ひます（見落としているのかもしれませんが、分かりやすい場所には見当たりませんでした。）。朝霞市としての対策を、いざというときに市民の頼りになるように載せるべきですし、もし対策がないのなら今からでも策定すべきです。特に朝霞市は子どもが多いように感じますが、新型インフルエンザの死亡率は高齢者よりも子どもが高いのです。家庭での備蓄についてなど、市民に伝えることは沢山あります。一刻も早く市としての対策を知らせて頂きたいと思ひています。そしてパブリックコメントを募集していただきたいと思ひます。

現在の対策の状況について、そして今後の計画についてご返答ください。よろしくお願ひ致します。

新型インフルエンザへの対策につきましては、埼玉県が平成17年に「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定・公表し、地域保健医療機関を統括する保健所において体制の整備が進められ、本市は朝霞保健所の指示に基づき行動することとなっております。しかし、今年8月に厚生労働省より新型インフルエンザ対策における市町村の役割として、住民への情報提供及び体制整備としての行動計画・業務継続計画の策定を進めるよう指示があったことから、本市でも行動計画の策定に向け、準備を始めたところでございます。

なお、体制整備につきましては、朝霞保健所等の関係各機関及び、庁内各部署との調整を必要とすることから、今しばらくお時間をいただきたいと存じます。

す。まずは早々に市民の皆様へ新型コロナウイルスに関する最新情報を提供すべく、準備を進めているところでございますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

保育料の補助や保育園の設置について

4か月の赤ちゃんがいます。保育園の少なさを実感しました。保育園が受かるまで市内の家庭保育室をお願いすることを検討していますが、月7万ほどかかります。市の補助が出たとしても7000円とか。まだ1歳にもなってないのでおむつやらミルクやらお金がかかる上に、月7万弱の支払いは大きいです。しかも会社は時短で働くので今までより収入も減ります。保育園の入園にもれた場合、入れるまで保育室に入れておく方は沢山いると思いますが、それまで沢山のお金を払わなくてはいけないのは、何だか矛盾している気がします。せめて補助額をあげていただくか、保育園をもっと増やしてもらいたいです。

家庭保育室の保育料補助金につきましては、保護者の皆様の負担軽減を図るため、御家庭の所得額等に応じて補助を実施しております。具体的には、保護者の前年度の所得税または市民税の額により7,000円～47,000円まで、20段階に区分して補助金を支給しております。なお、御指摘の7,000円の補助金額につきましては、世帯の所得税額が180,000円以上の御家庭に該当いたします。

次に保育園の数につきましては、平成21年2月1日現在、認可保育園では、公設公営保育園が分園を含めて10園、公設民営保育園が2園、民設民営保育園が6園の計18園で、定員は1,385人でございます。平成19年度におきましては、4月に、民設民営園2園、10月に公設民営園1園が開園し、定員が130人増えました。また、平成21年度におきましては、民設民営園の分園が開園し、定員が30人増える予定でございます。平成22年度以降につきましては、現在のところ未定ですが、子どもや保護者のニーズを把握し、定員の拡充に努めていきたいと考えております。

教育・文化

図書館本の回転をスムーズにして欲しい。

現在貸出期間3週間、予約準備できてから2週間の猶予。予約に関してはメールのみの送信ということでなかなか確認に時間のかかる人もいる。新刊本も読みたいと思ってもなかなか手元に届くのに時間がかかりすぎる。以前住んでいた市の図書館を例にあげると1回10冊まで、貸出期間2週間。予約に関しては全部、TEL（留守電含む）で連絡。1週間以内に借りる。ということで多くの予約のある本も手にするのが早かった。もう少し本の回転を早くできることが可能かどうか検討していただきたいと思う。

まず貸出期間3週間という制度につきましては、ご家庭でじっくりと図書館資料に親しんでいただくため、図書館（本館）が新築されてから20年以上続いている制度でございます。予約準備ができてから2週間の猶予と申しますのは、予約をインターネットから受け付ける制度を平成16年度に開始したときからの制度でございます。1回の貸出は平成18年度より6冊から10冊に変更いたしました。

「予約に関してはメールのみの送信ということでなかなか確認に時間がかかる人もいる」「以前住んでいた市で…予約に関しては全部TEL（留守電含）で連絡…」とのご指摘に関して、説明をさせていただきたいと存じます。

先に説明いたしましたように、平成16年度から従来の窓口での受付のほかに、インターネットからも予約の受付を開始いたしましたところ、平成19年度にはお客様からいただいた予約の総数が10万件を超えており、すべてのお客様に電話連絡することは困難な状況でございます。そのため窓口受付及び館内端末の予約の場合（平成19年度統計 3万4666件）のみ電話連絡を行い、インターネットからご予約いただきましたお客様につきましては、ホームページ上で本が準備できたことをお知らせする方法を採用しております。

利用者の皆様のご意見といたしましては、確かに本の回転率が悪いと感じている方もいらっしゃると思いますが、反面、お仕事などでなかなか図書館に立ち寄ることができず、2週間の猶予期間が必要とのご意見が多いことも事実でございます。

その様なことから、本の回転率を上げるための貸出期間及び猶予期間の短縮につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

溝沼子どもプールの駐車場について

毎年夏になると溝沼子どもプールを子供たちと楽しく利用させていただいております。誠にありがとうございます。駐車場も増設され混雑時の対策もご配慮いただいておりますが、最近では市外からの車両も多く見受けられ、これも混雑の要因ではないかと感じております。週末は朝10時前に行かないと満車という状況ですが、市外の利用者には、せめて「駐車場利用」の制限を設けていただくなりをご検討いただけませんか？朝早くから駐車場が一杯になるのは、市外からの来場者が早めに来場している傾向とも一致していると思われます。よろしく願い申し上げます

溝沼子どもプールは、7月1日から9月10日まで開場し、市内外を問わず近在の子ども達にご利用いただいております。ご指摘いただきました駐車場につきましては、プールに近接しております土地所有者にご協力をいただき、土地を借り上げ、ご来場の皆様にご利用いただいているところでございます。当初は、第一駐車場のみでしたが、平成14年度からは第二駐車場も借り上げ、現在約90台が駐車できるようになっております。利用に当たっては、土曜・日曜など来場者も多く、遠方から来られる方もあり、午前中で満車となることもあります。

市としましては、駐車場の増設については、新たな土地の確保に多くの経費が必要なことや、近隣住民への影響を考慮しますと難しいものと考えております。そのため、ご利用案内やパンフレットなどに自動車でのご来場を控えていただくよう呼びかけ、公共交通機関の利用や自転車でのご来場を促進しているところでございます。また、駐車場の市外利用者の制限につきましては、プールの利用を制限していないことから、難しいものと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

小学校の運動会について

明日は小学校の運動会ですが、なぜ予備日が日曜日ではなく、月曜日なのでしょう？理由を教えてください。

小学校の運動会は、心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、運動に親しむ態度の育成や体力の向上を図ることをねらいとした学校行事であります。また、日頃の体育科の学習内容の一端を発表することで、学校の教育について家庭や地域社会に理解してもらうこともねらいの一つとして

おります。開催日程につきましては、各学校で検討し決定しておりますが、ねらい達成のために、より多くの人々が参観できるよう土曜日や日曜日に開催する学校が多くなっております。ご質問のように、土曜日に開催する学校においては予備日を日曜日にすることも考えられますが、予備日を月曜日としている学校に聞いたところ、以下の4点の回答が得られました。

- ① 土曜日、日曜日とも授業日とすると、平日の2日間を振替休日としなければならなくなる。しかし、最近は共働きの家庭も多く、平日の2日間を児童だけ家庭に置いておくことに不安がある。(学校の教育活動に関するアンケートの結果より)
- ② 2日間、家庭に弁当を作ってもらわなければならない。
- ③ 今年は6日間連続で児童が登校するようになる。(日程によっては7日間連続となってしまう)
- ④ 水はけの悪い学校では、間を空けなければグラウンドの状態が悪く使えない。

以上のおりでございます。今後も学校教育充実のためにご理解ご協力をお願いいたします

駅前にギャラリーの設置について

朝霞市の中央公民館にはギャラリーがありますが、駅から遠いので、市外のお客様がよりにくいのが現状ではないかと思えます。新座市の「ほっとぷらざ」は志木駅に直結したとても便利なスペースですし、板橋区立「成増アートギャラリー」も駅前です。朝霞市としても新しい専門のギャラリーを朝霞駅または、朝霞台駅付近に作れないか考えていただけませんか？自前の建物は予算的にも、場所的にも無理だと思います。しかし、例えば、朝霞駅東口で、現在再開発の民間のビルが建築中でテナントを募集しているようなので、そのビルの何階かワンフロアを借り上げる形で、実現可能ではと思います。よろしくご検討をお願いいたします。

朝霞市には、現在、コミュニティセンター（中央公民館との複合施設）と産業文化センターにギャラリーがあり、いずれも市民の皆さんの創作作品の発表の場としてご活用いただいているところがございます。どちらの施設も、朝霞駅及び朝霞台駅（北朝霞駅）から徒歩5分～10分圏内にあり、駐車場も完備していることから、公共交通機関をご利用の方にも、車でご来場の方にも利便性が高いところに設置されているものと考えております。

市といたしましては、市民の活発な学習活動を支援するためにも、施設・設備の充実に努めてまいりたいと考えておりますが、市の財政状況も依然厳しい状況にございますので、新たに民間のビルを借り上げてギャラリーを設置するのは難しいものと考えております。なお、今後とも、新たな施設の設置等につきましては、利用者の皆様からのお声を聞くとともに、優先度、緊急度、費用対効果等を考慮し、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

旧高橋家住宅の庭について

旧高橋家住宅を見学させていただきました。寒い日でしたが、ボランティアの方々が、清掃等をしておられる姿には、頭が下がります。また、昔の方の智恵や生活ぶりからは、多くのことを学ぶことができます。少し気づいたことですが、庭に砂利をまいたほうが雨の日によいのではないのでしょうか。また、トイレを作っていただくことはできないのでしょうか。

旧高橋家住宅は、建物だけではなく武蔵野の農家の景観を残すという事で、敷地も国指定重要文化財に指定されているところです。そのため、なるべく敷地は当時の景観を残すために通路部分を除く主屋や畑の周囲の敷地については、手を加えない方針で整備をいたしました。通路部分に関しましては、砂を敷く等の補修を加え歩きやすくなるよう考慮いたしておりますが、トイレにつきましては、敷地が重要文化財指定地という事で新設の建物を建てる事が出来ませんので、隣接する根岸台市民センターをご利用いただきたいと思いますのでご理解賜りたいと存じます

産業振興

商店街に音楽を流してください

北朝霞駅周辺の商店街に小型スピーカーを設置して、季節の音楽（例えば、正月なら正月の音楽、クリスマスはクリスマスの音楽）を流してほしいです。非常によいムードになります。

音楽を通じて季節感や安らぎを感じることは、人々が生活していくうえで意義あることと考えます。また、地元商店街の活性化にも役立つと考えられることから、最寄りの商店街に商店街活性化事業のひとつとして、情報提供してまいります。

朝霞駅前の商業施設について

朝霞駅前がたいへん広くきれいになりました。しかし、駅前にスーパー等の買い物屋さんがありません。是非、朝霞駅南口にスーパーマーケットを誘致してほしいです。

朝霞駅南口周辺にスーパーマーケットを誘致してほしいとのことですが、現在市ではこのような誘致を行う予定はございません。これはスーパーなどの出店につきましては、土地の所有者と出店者側の意向によることが大きいことや、出店者側ではこの場所における集客数や近隣に同様の競合店がないかなど、慎重に調査を重ね、その場所に出店しても十分採算性があるものと判断したときに本格的な出店計画を作成し建設に至ものと思われまます。ご不便をお掛けいたしますがご理解をいただきたいと思います。なお、お住まいの近くに商業施設が秋ごろの開店を目指して準備を進めていると聞いております。

交流・コミュニティ

彩夏祭の花火について

今年も彩夏祭のきれいな花火が見られて満足でした。我が家のベランダから真正面に上がる花火を楽しみに、毎年、実家の両親も泊まりにきます。マンションの各戸から、お料理のいいにおいと「すごい」、「きれい」の連発です。しばし夜空を彩る花火に見とれてしまいます。クライマックスの豪華絢爛な花火は圧巻です。泉水からの歓声と拍手は、市長にも届きましたでしょうか。花火大会の火は、決して消すことがないように強く希望します。

回答不要

退職後の地域貢献について

朝霞市においても、高齢者を対象にして、いろんな施策が講じられているようですが、そこにいきなり参加するのは困難です。地域社会と離れ、仕事に邁進をしてきて、いざ定年になって、地域に帰ったとき、ストレートには地域になじめず、地域に貢献しようとしても難しい場面が多いものと思いますがいかがでしょうか。これから本格的な高齢社会を迎えます。退職後、地域社会で少しでも貢献していきたいと思っている人は多いはずで、そのためには、既存の絵画会、ダンス、焼き物、ダンス、シルバー人材センター等の会に参加するのは、無理な人もいると思いますので、その前に、まずは同じ状況にある人たちが会って情報交換をする場を設けることが大変大事であると思います。こうした場の活動を通じて次のステップに進みたいと思っている人は結構多くいると思います。今後の朝霞市の財政と市民の福祉の向上に必ずや寄与するものと確信しております。よろしくご検討をお願いいたします。

これまで企業等で活躍されてきた方々が定年を迎え、地域に戻ってこられた際に、これまで培われた経験や能力が地域に還元されるよう支援することが行政に求められています。在職中からすでに地域活動を行っている方々が退職後に地域のリーダーとしてご活躍している反面、退職後に何をしたらよいのか戸惑っている方々も多いのではと思います。本市ではこれまで、各部においてシニア世代の方も参加することができる教養関係・健康関係の講座などを実施してまいりました。そして、昨年5月1日には、朝霞駅東口駅前に市民活動支援

ステーションをオープンし、NPOなどの市民活動に関する情報の提供等により、シニア世代の方々の地域活動への参加についてもご案内してきたところでございます。

今後においても団塊世代の方々が定年を迎え、地域活動への参加のニーズがさらに高くなるものと考え、市民活動支援ステーションでは、今年度「これから何かやってみたい」という方々を対象に『地域デビュー講座（仮称）』の開催を予定しております。この講座につきましては、シニア世代の方々にこれからの地域での過ごし方の一つとして地域活動に参加するきっかけづくりを目的としている一方、同じ思いを抱いているような方々同士の情報交換の場といった仲間づくりについても企画しているところでございます。今後におきましても、シニア世代の方々が地域デビューしやすい環境づくり、きっかけづくりを推進していきたいと考えております。

その他

所有者不明の家屋について

近所に所有者不明の廃屋があり放置されています。この建物は老朽化しており壁面が崩れ、綿状の断熱材がむき出しになっています。近所ではアスベストが含まれているのではないかと危険視する声もありました。何より、建物がいつ崩れるかわかりません。そこで、市において撤去してもらえないでしょうか。一度、どなたかが市役所に通報したと聞いたのですが、所有者不明で手が出せないとの回答があったとの事ですが、崩壊やアスベストにより被害が出てからでは、放置しているよりも大きな問題がおきてしまいます。よろしくご検討していただき、まずご回答を下さい。周辺住民としましては最大限ご協力できればと思いますので、よろしく願いいたします。

まずは、下記の質問に沿ってご回答いただけるとありがたいです。

質問1. 市役所にてアスベストが含有するか調査できますか？

今でも子供達が毎日周辺でその埃を吸い込んでいます。

含有するのであればすぐにでも立ち入り禁止にしなければなりません。

質問2. 所有者不明でも市役所にて建物を撤去できますか？

以前、所有者不明で撤去できないとの事ですが、所有者に撤去を頼めないからアスベストを放置するとなれば、問題かと思えます。何らかの手段を検討していただきたいと思えます。

まず、質問1. 市役所にてアスベストが含有するか調査できますかについては、お知らせいただいた建物は民有地に建築されており、市が直接調査を行なうことはできません。

市といたしましては、当該建物の所有者等に対し、露出した断熱材のアスベスト含有の有無について調査・確認等を行なっていただけるよう、要請してまいります。

次に、質問2. 所有者不明でも市役所にて建物を撤去できますかについては、市では、民有地の建物を直接解体等を行えません。しかし建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の構造等を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと規定（建築基準法第8条）されておりますので、当該家屋の適正な維持管理をしていただきますよう、所有者等に対し指導しているところでございます。